

## 【韓国】家事勤労者の雇用改善等に関する法律の制定

海外立法情報課 中村 穂佳

\* 2021年6月15日、家事サービスを行う勤労者の勤労条件等に関して規定した法律が公布された。2022年6月16日に施行される。

### 1 法制定までの経緯

韓国の勤労基準法は、「本法律は、常時5人以上の勤労者を使用する全ての事業又は事業場に適用する。ただし、同居する親族のみを使用する事業又は事業場、及び家事使用人に対しては適用しない。」<sup>1</sup>と規定する。2010年代に、家事勤労、家事サービスを提供する家事勤労者に関する複数の法案<sup>2</sup>が提出されたが、成立はしなかった。2021年6月15日に、「家事勤労者の雇用改善等に関する法律（法律第18285号）」（家事勤労者法）<sup>3</sup>が公布された。本則全7章28か条、附則2か条から成り、2022年6月16日に施行される。本法律の制定理由では、家事サービスの需要の増加、家事サービスの品質保証及び家事勤労者の保護に不十分な点があることに言及があり<sup>4</sup>、本法律は、家事サービスに関連して良質の雇用を創出し、家事勤労者の雇用安定及び勤労条件向上を図ることを目的とする（第1条）。本法律の適用を受ける家事勤労者は、勤労基準法等の勤労関係法令の適用が除外される家事使用人とみなさない<sup>5</sup>。

### 2 制定法の概要

#### (1) 総則（第1章）

「家事勤労者」とは、家事サービス<sup>6</sup>提供機関の使用人（「勤労基準法」第2条第1項第2号による使用者<sup>7</sup>。以下同様。）と勤労契約を締結し、利用者に家事サービスを提供する者をいう（第2条第4号）。家事サービス提供機関及び利用者等は、家事勤労者の自由意思に反する勤労を強要してはならず、休憩時間を与える等適切な勤労環境を提供するよう努めなければならない

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年4月5日である。

<sup>1</sup> 勤労基準法（法律第18176号）第11条第1項

<sup>2</sup> 「[1905010] 가사근로자 보호 등에 관한 법률안 (김춘진의원 등 10인)」; 「[1918537] 가사근로자의 고용개선 등에 관한 법률안 (이인영의원 등 10인)」; 「[2007443] 가사근로자의 고용개선 등에 관한 법률안 (서형수의원 등 27인)」; 「[2009241] 가사근로자의 고용개선 등에 대한 법률안 (이정미의원 등 10인)」; 「[2011076] 가사근로자의 고용개선 등에 관한 법률안 (정부)」

<sup>3</sup> 「가사근로자의 고용개선 등에 관한 법률(법률 제 18285 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232959&ancYd=20210615&ancNo=18285&efYd=20220616&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 「[2110280] 가사근로자의 고용개선 등에 관한 법률안 (대안) (환경노동위원장)」의안정보시스템ウェブサイト <[https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_C2W100I4A2E8M1Z6S4Z6L3Q8X4C2V8](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_C2W100I4A2E8M1Z6S4Z6L3Q8X4C2V8)>; 「가사근로자 노동권 보장 제도적 기반 마련」2021.5.21, 고용노동부ウェブサイト <[http://www.moel.go.kr/news/enews/report/enewsView.do?news\\_seq=12274](http://www.moel.go.kr/news/enews/report/enewsView.do?news_seq=12274)>

<sup>4</sup> 「가사근로자의 고용개선 등에 관한 법률(법률 제 18285 호) 제정이유」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232959&lsId=&efYd=20220616&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfnfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR&ancYnChk=0#>>>

<sup>5</sup> 家事勤労者法第6条第1項

<sup>6</sup> 家庭内での清掃、洗濯、台所仕事及び世帯構成員の保護、養育等家庭生活の維持、管理に必要な業務を遂行すること。家事勤労者法第2条第1号

<sup>7</sup> 「使用者」とは、事業主、事業経営担当者その他勤労者に関する事項について事業主のために行為する者をいう。」勤労基準法（法律第18176号）第2条第1項第2号

い。家事サービス提供機関は、家事サービスの提供に関連して、家事勤労者と利用者間の衝突等、家事勤労者が提起する不自由な事項又は苦情等処理し、調整するため努力しなければならないが、提起したことを理由に不利益な措置を行ってはならない。また、利用者等は、入居家事勤労者<sup>8</sup>の私生活の自由を侵害してはならない（第4条）。

#### (2) 家事サービス提供機関の認証及び家事サービスの提供（第2章、第3章）

家事サービス提供機関を運営しようとする者は、雇用労働部（部は日本の省に相当）長官に申請し、認証を受けなければならない（第7条）。家事サービス提供機関は、家事サービスを利用しようとする者と利用契約を書面（電子文書を含む。）にて締結しなければならないが、入居家事サービスを提供する利用契約を締結する場合は、入居家事勤労者が寄宿する空間、入居家事勤労者に対する食事の提供及び連続的な休憩時間の保障に関する事項が利用契約に反映されるようにしなければならない（第11条）。また、児童の保護・養育サービスに関する家事勤労者の欠格事由が規定された（第12条）。

#### (3) 家事勤労者の勤労条件（第4章）

家事サービス提供機関の使用者は、家事勤労者と勤労契約を締結する際に、賃金、最少勤労時間、有給休日及び年次有給休暇、提供する家事サービスの種類及び内容等の事項を明示しなければならないが、家事勤労者に書面（電子文書を含む。）で交付しなければならない。勤労条件に関連して本法律において勤労基準法の基準と異なる基準を定めている場合、本法律で定める勤労条件の基準に達しない勤労契約は、その部分に限り無効とし、本法律で定めた基準に従う（第14条）。最少勤労時間は、週15時間以上でなければならないが、家事勤労者の明示的な意思がある場合等は、週15時間未満で定めることができ、1週間の最少勤労時間が15時間未満の家事勤労者に対しては、本法律第16条（有給休日及び年次有給休暇）の規定を適用しない（第15条）。家事サービス提供機関の使用者は、家事勤労者に勤労基準法第55条及び第60条<sup>9</sup>に準ずる水準の有給休日及び年次有給休暇を与えなければならない（第16条）。入居家事勤労者の実際の勤労時間を算定することが困難な場合には、本法律第11条第1項による利用契約で明示した家事サービス提供時間を勤労したものとみなす。家事サービス提供機関は、入居家事サービスを提供する利用契約を締結する場合、当該家事サービスを提供する場所に入居家事勤労者のための寄宿空間があるかを事前に確認しなければならない（第17条）。

#### (4) 家事サービスの促進（第5章）

国及び自治体は、家事サービス提供機関及び利用者に対し国税又は地方税を減免することができ、国は、家事サービス提供機関及び家事勤労者に対し、社会保険料の一部を支援することができる（第18条）。本法律による家事勤労者の権益増進に関して、家事勤労者の雇用安定及び勤労条件の向上に関する重要な政策の策定、制度改善に関する事項等については、雇用政策審議会<sup>10</sup>の審議を経なければならない（第20条）。

#### (5) 調査・監督等（第6章）

雇用労働部長官は、必要な場合、家事サービス提供機関の運営状況、利用者満足度等に関する実態調査を実施することができる（第21条）。また、家事サービス提供機関に対する指導・監督について、家事サービス提供機関への立入り検査等に関する規定（第22条）が置かれた。

<sup>8</sup> 家事勤労者のうち、利用者の世帯に入居して家事サービスを提供する者。家事勤労者法第2条第5号

<sup>9</sup> 第55条（休日）、第60条（年次有給休暇）。

<sup>10</sup> 雇用労働部に置かれる。「고용정책 기본법（법률 제 18285 호）」第10条